

し、當該農村における辛亥革命の意義を考えようとするものである。

これまで指摘されている清末の「苛捐雜税」、商品生産の進展等による農村の動搖は、簿冊上でも折價の騰貴、缺租の増大として現れている。加えて一九一一年夏の大水害は檜米・抗租等の民衆暴動を激發させ、辛亥革命の「革命情勢」を造り上げた。佃戸が納租を拒否する現象も現れた。こうした農村の危機が、蘇州の士紳をしていち早く「和平光復」に踏切らせた原因の一つである。地方政府を通じて、租糧併徵、田業會の結成、迫租の強化等の一連の對佃戸措置を取る。革命後大きな混亂がなかった蘇州では、「萬民」の皇帝として君臨し、かつ江南を最大の稅收奪地とする清朝時代より、民國國に入つたほうが地方政府と士紳との關係が良好であり、租糧の收支内容を見ても、清末に比べて顯著に改善される。缺租の低下、漕糧の減免、漕糧折價の相對的低下等によるが、そこに地主の意向が強く反映されているように思われる。

輕生圖賴考

三 木 聰

「輕生圖賴」「架命圖賴」或いは單に「圖賴」といわれる行爲は、人間の死または死骸を使って相手を恐喝したり、誣告したりするものである。多くの場合、老人・病人を中心とした家族内弱者の死（自殺・他殺を問わない）を利用して行なわれるという凄慘な行

爲であった。

一六世紀から一九世紀に至る時期、山東・河南・江蘇・安徽・浙江・湖北・湖南・江西・福建・廣東等の諸地域に派遣された總督・巡撫から知府・知縣に至る地方諸官は、各々の地域で、圖賴が「習俗」と化している状況について枚舉に違もないほどの指摘を行っており、かつ數多くの禁令を布告している。

本報告では、特に、圖賴という行爲が傳統中國社會における法文化的状況とどのように關連していたのか、という點を中心として私見を述べることにしたい。圖賴は、明清律、刑律、人命、に「殺子孫及奴婢圖賴人」條として規定されていたが、同じく刑律、人命、に規定された「威逼」（自殺の誘起）の問題と密接に關連していたのである。圖賴と威逼とはいわば一つのコインの表裏の關係にあった。兩者の領域の曖昧性は、事實上、圖賴を嚴密に處罰し得ず、半ば容認するという法的状況を現出させていたと思われる。圖賴を安易に選擇するという社會的風潮は、こうした状況とも關連していたといえよう。

明末北邊防衛における「債帥」について

谷 口 規 矩 雄

ここにいう「債帥」という語は既に唐末期に現れるようで『漢語大詞典』では『舊唐書』高禹傳を引き、重賄を借行して、將帥の高位をとらんとする者と説明されている。本日、私が報告しようと思

う明末の債帥も基本的にはこれと全く同じ性格のものと見なし得る。明末にこの債帥が北邊の防衛および政治體制に如何なる役割を演じたかを考えてみたい。

明代、債帥が具體的に問題になってくるのは嘉靖時代からのように、北邊防衛體制の弛緩と關係して、その弊害が指摘されるようになる。ただし軍事體制の弛緩が問題となるのはもっと早く、明代中期頃からである。すなわち(一)上官による兵士の役占、賣放 (二)軍糧

の尅扣、冒餉 (三)兵士の逃亡等等である。こうした軍隊の腐敗の状況は時代の下るとともに益々激しくなつて行つたが、これらのことについては既に早くから指摘されている。しかしこうした事態を引き起こすにいたつた原因はもっと構造的なものであつたと考えられる。明末の軍事體制と債帥の問題とを關連付けることによつて、明末の軍隊の腐敗は非常に構造的なものであり、政治體制とも絡み合つていたことを明らかにしたい。